

最終公表

外部の専門家の作業の利用に 関するIESBA倫理規程改訂

2025年1月



IESBA

International Ethics Standards Board for Accountants

AN IFEA BOARD



PIOB が認証した 「外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂」

公益監視委員会 (PIOB) は、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の「外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂」(以下「本基準」という。)の全ての開発サイクルを通じて基準設定プロセスを監督してきた。

基準設定プロセスを通じて PIOB により提起され、また、IESBA に提供された助言及び公共の利益に関する問題は、[PIOB のウェブサイト](#)で公開されている。

IESBA は、本基準は、合意された適正な手続に従い開発され、基準設定プロセスとして実装され、PIOB のウェブサイト¹で公開されている公共の利益の枠組み (PIF) の概念及び原則に基づく公共の利益に応じているという声明を公表した。

PIOB は、本基準が合意された適正な手続に沿った方法で開発されたと考える。また、PIOB は、本基準が PIF の概念及び原則に基づく公共の利益に応じていると考える。

2025 年 1 月

¹ [公共の利益に関する枠組み](#)

著作権 © 2025年1月、国際会計士連盟（IFAC）。無断複写及び転載を禁ずる。

本文書は、国際会計士倫理基準審議会®（IESBA®）のウェブサイト（www.ethicsboard.org）より、個人及び非商業的使用の目的のためにダウンロードするか、購入することができる。本文書を複製、翻訳、保存、送信又は他の類似の用途に使用する場合は、IFACの書面による許可を得る必要がある。ただし、文書が個人による非商業的使用の目的でのみ使用される場合はこの限りではない。また、IAASBの業務を支援する組織及びプロセスは国際倫理・監査財団™（IFEATM）によって促進されている。

著作権、商標及び許可に関する情報は、[Permissions](#)を参照するか、又はPermissions@ifac.orgまで問い合わせのこと。

本文書は、[国際会計士倫理基準審議会](#)[®] (IESBA[®]) により作成及び承認された。

IESBA について

IESBA は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBA の使命は、ビジネスや組織における倫理的行動の礎となる質の高い国際的な倫理基準（独立性を含む。）を設定し、世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能とサステナビリティの基礎となる財務情報及び非財務情報に対する社会的信頼を確立することにより、公益に貢献することである。

IESBA は、[国際監査・保証基準審議会](#) (IAASB) とともに、[国際倫理・監査財団](#) (IFEA) の一部である。[公益監視委員会](#) (PIOB) は、IESBA と IAASB の活動及び基準の公益対応性を監督している。

目次

セクション 220 (現行からの修正)*.....	6
セクション 290 (新規).....	7
セクション 320 (現行からの修正)*.....	14
セクション 390 (新規).....	15
セクション 5390 (新規).....	28
用語集*.....	41
適合修正 (現行からの修正)*.....	42
適用日.....	47

* 本最終公表の目的上、現行の倫理規程とは、IESBA が承認した最新の改訂版を含む IESBA ハンドブックの 2024 年版を指す。

セクション 220（現行からの修正）

情報の作成及び提供

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

他者の作業の利用

R220.7 職業会計士は、外部の専門家以外の他者（所属する組織の内外を問わない。）又は他の組織の作業を利用しようとする場合、**R220.4** 項に規定された責任を果たすために、適切な措置があるときには、当該措置を判断するに当たり、職業的専門家としての判断を行使しなければならない。

220.7 A1 職業会計士が外部の専門家の作業を利用しようとする場合、セクション 290 に定める要求事項及び適用指針が適用される。

220.7 A42 職業会計士が他者の作業を利用しようとする場合に検討する要因には、次のものが含まれる。

- 当該個人又は組織の評判、専門知識及び利用可能なリソース
- 当該個人に対して適用される職務及び職業倫理の基準があるかどうか。

そのような情報は、当該個人若しくは組織との過去の関係又は当該個人若しくは組織に関する他者への相談から得られる場合がある。

...

セクション 290（新規）

外部の専門家の作業の利用

はじめに

- 290.1 職業会計士は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 290.2 職業会計士は、所属する組織のために専門業務を実施する際に、外部の専門家の作業を利用する可能性がある。そのような外部の専門家の作業の利用により、基本原則、特に誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 290.3 本セクションでは、外部の専門家の作業の利用に係る概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。

要求事項及び適用指針

一般的規定

- 290.4 A1 職業会計士が、十分な専門知識を有することなく専門業務を実施する場合、誠実性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じる。
- 290.4 A2 そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策には、専門業務に必要な作業を提供する適性、能力及び客観性を有する外部の専門家の作業を利用することがある。
- 290.4 A3 外部の専門家は、職業会計士が実施する専門業務を支援するために、特定の作業を実施する目的で、十分に確立された分野だけでなく、新興分野においても利用される可能性がある。そのような作業の例には、次のものが含まれる。
- 複雑な金融商品、土地及び建物、工場及び機械、宝石、美術品、骨董品、無形資産、企業結合で受け入れた資産並びに減損の可能性がある資産の評価
 - 企業結合により引き受けた負債、訴訟又はそのおそれに係る負債、環境債務、複雑な金融商品、土壌浄化負債及び保険契約又は従業員給付制度に付随する負債などの負債の評価
 - 温室効果ガス排出量の算出
 - 大気、水及び土壌に排出される汚染物質の測定
 - 事業体の脱炭素化計画に関する将来予測情報の評価
 - 炭素又は生物多様性のような、事業体のオフセットの仕組みの適用の評価
 - 持続可能な経済の原則に沿って設計された製品及び原材料の評価
 - 石油及びガスの埋蔵量の見積り
 - 税務及び労務関連の法令等を含む、契約及び法令等の解釈
 - サイバーセキュリティに関連するものを含む、情報システムのテスト及び評価
- 290.4 A4 本セクションは、次の場合には適用されない。
- (a) 職業会計士と契約し、かつ当該会計士に指揮、監督及び査閲されている個人又は組織（例えば、業務受託事業者）の作業を利用すること。

- (b) 個人又は組織により提供される一般利用のための外部情報源の情報を利用すること。そのような情報源の例には、地域別の週当たりの労働時間及び報酬を含む雇用統計、不動産価格、車種別の二酸化炭素排出量、生命表その他一般的なデータセットに関する情報など、産業その他のベンチマークデータ又は調査を提供するものが含まれる。

契約条件についての外部の専門家との合意

- R290.5** 職業会計士は、所属する組織の方針及び手続を考慮して、専門業務のために外部の専門家を利用することを決定し、当該目的のための外部の専門家を特定した場合、外部の専門家を実施する作業の内容、範囲及び目的を含む契約条件について、当該外部の専門家と合意しなければならない。
- 290.5 A1** 職業会計士が契約条件について合意する際、当該会計士が外部の専門家と協議する可能性のある事項には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家の作業の利用目的及び時期
 - 外部の専門家が計画している、作業へのアプローチ
 - 次の事項に関する期待
 - 外部の専門家の作業及び当該作業に関する基礎情報の秘密保持
 - 外部の専門家によって提供される情報及び当該情報の性質
 - 仮定及び制限を含む、外部の専門家の完了する作業の内容及び報告様式
 - 外部の専門家の作業の報酬
 - 外部の専門家が作業の実施中に認識した、職業会計士が所属する組織、ガバナンスに責任を有する者、経営者又は所属する組織内で働くその他の者若しくは所属する組織の指示の下で働くその他の者による違法行為又はその疑いに関するコミュニケーション
- 290.5 A2** 職業会計士が、特定の専門業務に必要とされる作業を提供するために必要な適性、能力又は客観性のいずれかを有しない外部の専門家を利用する場合、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する、自己利益、自己レビュー、馴れ合い又は擁護という阻害要因が生じる可能性がある。

外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価

- R290.6** 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価しなければならない。
- 290.6 A1** 適性は、外部の専門家の専門知識の内容及び水準に関連する。
- 290.6 A2** 外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家の資格、教育、訓練、経験及び評判が、実施される作業の内容に関連又は整合しているかどうか。
 - 外部の専門家が関連する職業的専門家団体に所属しているかどうか、又は規制団体やその他の規制当局による監視の対象となっているかどうか。その場合、当該外部の専門家が良好な状態であるかどうか。
 - 外部の専門家の適性に関して、規制団体やその他の規制当局によって懲戒処分が公表されているかどうか。

- 外部の専門家の作業が、法令等の要求事項若しくは公認団体により公表された職業的専門家としての基準に準拠しているかどうか、又は当該外部の専門家の専門分野若しくは専門領域において一般に認められた原則若しくは慣行に従っているかどうか。
- 外部の専門家が、使用された基礎情報、仮定又は手法等を含む、自身の作業について説明可能かどうか。
- 外部の専門家が同様の作業を実施した実績があるかどうか。

R290.7 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価しなければならない。

290.7 A1 能力は、専門業務を実施する状況において、外部の専門家がその適性を発揮する力に関連する。

290.7 A2 外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が利用可能なリソース
- 外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無

R290.8 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを評価しなければならない。

290.8 A1 客観性は、バイアス、利益相反又は他者からの過度の影響若しくは他者への過度の依存が、外部の専門家の専門的判断又は業務上の判断に及ぼし得る影響に関連する。

290.8 A2 外部の専門家が作業を実施している期間における、外部の専門家の客観性に対する阻害要因の識別に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して、実在の、又は潜在的な利益相反その他の利害を有しているかどうか。
- 職業会計士が、外部の専門家の作業に影響を及ぼし得る潜在的なバイアスを認識しているかどうか。
- 外部の専門家が成功報酬を請求しているかどうか。請求している場合、その算定根拠
- 外部の専門家が、当該外部の専門家の作業の主題に関連して、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が過去に行った判断若しくは活動を評価し、又はそれに依拠するかどうか。

290.8 A3 外部の専門家が所属する組織は、所属の法的形態にかかわらず、専門家が直接関係を有する事業体であり、所属する組織を支配する可能性のある、又は所属する組織に関連するその他の事業体を含まない。

290.8 A4 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準に影響を及ぼし得るその他の利害には、財務情報及び非財務情報並びに意思決定に関連する報酬又はインセンティブの取決めから生じる重要な金銭的利害が含まれる。

290.8 A5 外部の専門家の客観性に対する自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が行った過去の判断又は活動の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が作業を実施している事項について、事業体へ助言したこと。

- 外部の専門家が事業体のために作成したデータその他の情報又は設計、開発、導入、運用、保守、モニタリング、更新若しくはアップグレードした情報システムを、その後、当該外部の専門家が作業を実施する際に使用すること、又はそれらが当該作業の対象になること。

290.8 A6 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が、その専門分野において倫理基準を公表する責任を有する団体により公表された倫理基準に従っているかどうかを含む、外部の専門家の職業的専門家団体、法令等又は外部の専門家が所属する組織によって定められている条件、方針及び手続の存在
- 外部の専門家の作業の内容及び範囲
- 外部の専門家によって採用された品質管理システムの存在及び適切性

290.8 A7 外部の専門家の客観性に対する阻害要因に対処するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を意図された目的に照らして評価するために必要な専門知識を有する、有能な人員又は職業会計士が所属する組織外の職業的専門家に相談すること。
- 外部の専門家に対して、利益相反から作業を分離するための措置を講じるといった、利益相反に対処するための措置を要請すること。
- 外部の専門家の作業のうち阻害要因を生じさせる部分を見直すこと、又は別の外部の専門家に再割当てすること。

情報源

290.9 A1 外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する情報は、次のものを含む様々な情報源から入手できる可能性がある。

- 外部の専門家が実施した過去の作業における個人的な関係又は経験
- 職業会計士が所属する組織内外の他者であって、外部の専門家の作業に精通している者への照会
- 外部の専門家との、専門分野及び事業活動を含む経歴に関する協議
- 外部の専門家が所属する職業的専門家団体又は業界団体への照会
- 一般に認識された出版社により出版された、又は専門誌その他媒体に掲載された、外部の専門家により執筆された記事、論文又は書籍
- 外部の専門家が関与する法的手続等の公開記録
- 職業会計士が所属する組織（外部の専門家が作業を実施している事業体が、職業会計士が所属する組織と異なる場合は当該事業体）の経営者に対する、外部の専門家と職業会計士が所属する組織（外部の専門家が作業を実施している事業体が、職業会計士が所属する組織と異なる場合は当該事業体）との間の利害及び関係に関する質問
- 職業会計士が所属する組織の内部統制、方針及び手続

適性、能力及び客観性を評価する際の追加的な検討事項

- 290.10. A1 外部の専門家が、職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかの評価には、職業的専門家としての判断の行使及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの利用が含まれる。
- 290.10 A2 職業会計士は、外部の専門家が既に作業の大部分を実施した場合で、外部の専門家が職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有していると結論付けることが困難であるか、又は結論付けることができない場合、基本原則への違反のプレッシャーに直面する可能性がある。セクション270は、このような状況において当該プレッシャーに対処する方法を検討する上で、関連している。

新たな情報又は事実若しくは状況の変化に関する検討

- R290.11** 職業会計士は、新たな情報又は事実及び状況の変化が生じた場合には、外部の専門家が職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかを再評価しなければならない。

外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論

- R290.12** 職業会計士は、次のいずれかの場合には、外部の専門家の作業を利用してはならない。
- (a) 外部の専門家が、必要な適性又は能力を有しているかどうか、又は客観的であるかどうかについて、判断することができない場合
 - (b) 職業会計士の目的に照らして、外部の専門家が必要な適性又は能力を有していないと判断する場合
 - (c) 外部の専門家の客観性に対して、除去又は許容可能な水準にまで軽減できない阻害要因が存在すると判断する場合
- 290.12 A1 職業会計士が、そのような外部の専門家の作業を利用する場合、除去できない、又はセーフガードを適用しても許容可能な水準にまで軽減することができない、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる。

外部の専門家の作業の利用から生じる潜在的な阻害要因

- 290.13 A1 職業会計士が、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していると十分に結論付けた場合であっても、当該外部の専門家の作業の利用により基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

阻害要因の識別

- 290.14 A1 外部の専門家の作業を利用する場合、職業会計士による基本原則の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性のある事実及び状況の例には、次のものが含まれる。
- (a) 自己利益
 - 職業会計士が、外部の専門家の結論及び発見事項を理解及び説明する専門知識が十分でない場合
 - 職業会計士が、専門業務を実施する際に、外部の専門家から過度の影響を受けたり、当該外部の専門家に過度に依存したりする場合
 - 職業会計士に、外部の専門家の作業を評価する十分な時間又はリソースがない場合

- (b) 自己レビュー
 - 外部の専門家が、当該外部の専門家に対して提供された職業会計士の過去の判断に依拠しており、当該会計士が、自身の作業の目的で当該外部の専門家の作業を利用する場合
- (c) 擁護
 - 職業会計士が、外部の専門家が自身の所属する組織に有利又は不利な結論を下す可能性があるバイアスを有していることを知りながら、当該外部の専門家の利用を促進する場合
- (d) 馴れ合い
 - 職業会計士が、外部の専門家と密接な個人的関係を持つ場合
- (e) 不当なプレッシャー
 - 職業会計士が、外部の専門家の権威を認識することで、当該外部の専門家の意見に従うようプレッシャーを感じている場合
 - 職業会計士が、所属する組織内外の目標達成及び期待に応えるために、特定の外部の専門家の作業を利用するようプレッシャーを感じている場合

阻害要因の評価

290.15 A1 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業の範囲及び目的
- 外部の専門家の作業が職業会計士の業務に及ぼす影響
- 外部の専門家の作業が利用される予定の専門業務の内容
- 外部の専門家の利用及び当該外部の専門家の作業に関する職業会計士による監視
- 外部の専門家が利用するデータ、前提条件その他の基礎情報及び方法の適切性及び透明性
- 職業会計士が、外部の専門家の作業及び意図された目的に対する適切性を理解し、説明する能力
- 外部の専門家の作業が、専門的な業務実施基準、その他の職務若しくは業界で一般に認められる慣行又は法令等に従って行われているかどうか。
- 外部の専門家の作業が、複数の当事者により実施された場合でも著しく異なる可能性が高いかどうか。
- 外部の専門家の結論又は発見事項を含む、当該外部の専門家の作業とその他の情報との整合性
- 外部の専門家のアプローチを裏付けるための査読付き学術研究を含む、その他の証拠の入手可能性
- 外部の専門家が作業の実施に費やした時間又は費用を理由に、当該外部の専門家の結論又は発見事項を受け入れるよう、職業会計士が所属する組織がプレッシャーを与えているかどうか。

阻害要因への対処

290.16 A1 馴れ合いという阻害要因を除去し得る対応策の例には、別の外部の専門家を特定し、利用することがある。

290.16 A2 阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を評価するために必要な専門知識を有する有能な人員又は職業会計士が所属する組織外の職業的専門家に相談すること、追加の情報を入手すること、又は意図された目的に照らして当該外部の専門家の作業の適切性に異議を唱えること。
- 別の外部の専門家を利用して、外部の専門家の作業を再実施すること。
- 活動を完了するための追加の時間又はリソースについて職業会計士が所属する組織の経営者と合意すること。

その他の事項

新興分野又は領域における外部の専門家

- 290.17 A1 新興分野又は領域における専門知識は、法令等及び一般に認められた慣行の発展によって進展する可能性がある。新興分野には、複数の専門領域が含まれる場合もある。そのため、新興分野又は領域における外部の専門家は限られる可能性がある。
- 290.17 A2 第 290.6 A2 項における外部の専門家の適性の評価に関連する要因の一部に関する情報は、新興分野又は領域においては利用できない可能性がある。例えば、新興分野では、外部の専門家が一般に認知されていない、職業的専門家としての基準が整備されていない、又は職業的専門家団体が設立されていない可能性がある。このような状況において、職業会計士が外部の専門家の適性を評価する際に役立つ可能性がある要因は、新興分野と類似した分野又は確立した分野における当該外部の専門家の経験であり、そのような経験は、当該新興分野における当該外部の専門家の作業の合理的な根拠となる。

外部の専門家の作業を利用する際の経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

- 290.18 A1 職業会計士は、適切な場合、次の事項について、経営者及びガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うことが推奨される。
- 外部の専門家を利用する目的及び当該外部の専門家の作業の範囲
 - 専門業務の実施における、職業会計士及び外部の専門家のそれぞれの役割及び責任
 - 外部の専門家の作業の利用によって生じる職業会計士による基本原則の遵守に対する阻害要因及びそれがどのように対処されているか。

文書化

- 290.19 A1 職業会計士は、次の事項について文書化することが推奨される。
- 外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するために職業会計士が講じた措置、並びにその結果として得られた結論
 - 外部の専門家の作業を利用する際に職業会計士が識別した重大な阻害要因及び当該阻害要因に対処するために講じた対応策
 - 外部の専門家との重要な協議の結果

セクション 320（現行からの修正）

専門業務の受任

...

要求事項及び適用指針

...

専門家の作業の利用

R320.10 職業会計士は、専門業務を実施する過程で専門家の作業を利用しようとする場合、当該利用が意図された目的に照らして適切であるかどうかを検討しなければならない。

320.10 A1 本セクションの目的に照らし、外部の専門家の作業は除外される。職業会計士が外部の専門家の作業を利用しようとする場合、セクション 390 で定められている要求事項及び適用指針が適用される。

320.10 A42 職業会計士が専門家の作業を利用しようとする場合に検討する要因には、次のものが含まれる。

- 専門家の評判、専門知識及び利用可能なリソース
- 当該専門家に対して適用される職務及び職業倫理の基準があるかどうか。

そのような情報は、当該専門家との過去の関係又は当該専門家に関する他者への相談から得られる場合がある。

...

その他の検討事項

320.12 A1 職業会計士は、専門家の作業やテクノロジーのアウトプットの利用を検討している場合、その利用が適切かどうかを判断するために必要な要因に関連する情報を、会計事務所等内で当該会計士が入手できる立場にあるかどうかを検討する。

...

セクション 390 (新規)

外部の専門家の作業の利用

はじめに

- 390.1 職業会計士は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 390.2 職業会計士は、専門業務を実施する際に、外部の専門家の作業を利用する可能性がある。そのような外部の専門家の作業の利用により、基本原則、特に誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 390.3 本セクションでは、外部の専門家の作業の利用に係る概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。セクション 5390 は、サステナビリティ保証業務の依頼人に提供されるサステナビリティ保証業務又はそれ以外の専門業務における外部の専門家の作業の利用について取り扱っている。他の職業的専門家としての基準は、外部の専門家の作業が職業会計士の目的に照らして適切であるかどうか重要な影響を及ぼす要因としての外部の専門家の適性、能力及び客観性について言及している可能性がある。

要求事項及び適用指針

一般的規定

- 390.4 A1 職業会計士が、十分な専門知識を有することなく専門業務を実施する場合、誠実性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じる。
- 390.4 A2 そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策には、専門業務に必要な作業を提供する適性、能力及び客観性を有する外部の専門家の作業を利用することがある。
- 390.4 A3 外部の専門家は、職業会計士が提供する専門業務を支援するために、特定の作業を実施する目的で、十分に確立された分野だけでなく、新興分野においても利用される可能性がある。そのような作業の例には、次のものが含まれる。
- 複雑な金融商品、土地及び建物、工場及び機械、宝石、美術品、骨董品、無形資産、企業結合で受け入れた資産並びに減損の可能性がある資産の評価
 - 企業結合により引き受けた負債、訴訟又はそのおそれに係る負債、環境債務、複雑な金融商品、土壌浄化負債及び保険契約又は従業員給付制度に付随する負債の評価
 - 温室効果ガス排出量の算出
 - 大気、水及び土壌に排出される汚染物質の測定
 - 事業体の脱炭素化計画に関する将来予測情報の評価
 - 炭素又は生物多様性のような、事業体のオフセットの仕組みの適用の評価
 - 持続可能な経済の原則に沿って設計された製品及び原材料の評価
 - 石油及びガスの埋蔵量の見積り
 - 税務及び労務関連の法令等を含む、契約及び法令等の解釈
 - サイバーセキュリティに関連するものを含む、情報システムのテスト及び評価
- 390.4 A4 本セクションは、次の場合には適用されない。

- (a) 依頼人による財務情報又は非財務情報の作成を支援するために当該依頼人が雇用又は契約した専門家の作業を利用すること。そのような作業は、経営者により提供される情報であるとみなされる。
- (b) 職業会計士と契約し、かつ職業会計士に指揮、監督及び査閲されている個人又は組織（例えば、業務受託事業者）の作業を利用すること。
- (c) 個人又は組織により提供される一般利用のための外部情報源の情報を利用すること。そのような情報源の例には、地域別の週当たりの労働時間及び報酬を含む雇用統計、不動産価格、車種別の二酸化炭素排出量、生命表その他一般的なデータセットに関する情報など、産業その他のベンチマークデータ又は調査を提供するものが含まれる。

390.4 A5 本セクションは、職業会計士が実施する専門業務の目的に照らした、当該会計士による外部の専門家の作業の適切性の評価及び当該会計士が外部の専門家の作業が適切でないと判断した場合の当該業務への影響については取り扱わない。そのような影響は、他の職業的専門家としての基準で対処できる可能性がある。

契約条件についての外部の専門家との合意

全ての専門業務

R390.5 職業会計士は、専門業務のために外部の専門家を利用することを決定し、当該目的のための外部の専門家を特定した場合、法令等その他職業的専門家としての基準に別途定めがない限り、次の事項をいずれも含む契約条件について、当該外部の専門家と合意しなければならない。

- (a) 外部の専門家が実施する作業の内容、範囲及び目的
- (b) 監査及びレビュー並びにそれ以外の保証業務における次の事項
 - (i) 職業会計士による外部の専門家の客観性の評価を支援する目的での、書面による情報提供
 - (ii) 監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間中に提供された情報に変更があった場合、当該報告書が発行される前に報告することの外部の専門家からの確約

390.5 A1 職業会計士が契約条件について合意する際、当該会計士が外部の専門家と協議する可能性のある事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業の利用目的及び時期
- 外部の専門家が計画している、作業へのアプローチ
- 次の事項に関する期待
 - 外部の専門家の作業及び当該作業に関する基礎情報の秘密保持
 - 外部の専門家によって提供される情報及び当該情報の性質
 - 仮定及び制限を含む、外部の専門家の完了する作業の内容及び報告様式
 - 外部の専門家の作業の報酬
 - 外部の専門家が作業の実施中に認識した、依頼人、依頼人のガバナンスに責任を有する者、経営者又は依頼人のために働くその他の者若しくは当該依頼人の指示の下で働くその他の者による違法行為又はその疑いに関するコミュニケーション

390.5 A2 職業会計士が、特定の専門業務に必要とされる作業を提供するために必要な適性、能力又は客観性のいずれかを有しない外部の専門家を利用する場合、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する、自己利益、自己レビュー、馴れ合い又は擁護という阻害要因が生じる可能性がある。

外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価

全ての専門業務

R390.6 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価しなければならない。

390.6 A1 適性は、外部の専門家の専門知識の内容及び水準に関連する。

390.6 A2 外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の資格、教育、訓練、経験及び評判が、実施される作業の内容に関連又は整合しているかどうか。
- 外部の専門家が関連する職業的専門家団体に所属しているかどうか、又は規制団体やその他の規制当局による監視の対象となっているかどうか。その場合、当該外部の専門家が良好な状態であるかどうか。
- 外部の専門家の適性に関して、規制団体やその他の規制当局によって懲戒処分が公表されているかどうか。
- 外部の専門家の作業が、法令等の要求事項若しくは公認団体により公表された職業的専門家としての基準に準拠しているかどうか、又は当該外部の専門家の専門分野又は専門領域において一般に認められた原則若しくは慣行に従っているかどうか。
- 外部の専門家が、使用された基礎情報、仮定又は手法等を含む、自身の作業について説明可能かどうか。
- 外部の専門家が同様の作業を実施した実績があるかどうか。

R390.7 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価しなければならない。

390.7 A1 能力は、専門業務を実施する状況において、外部の専門家はその適性を発揮する力に関連する。

390.7 A2 外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が利用可能なリソース
- 外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無

R390.8 職業会計士は、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを評価しなければならない。

390.8 A1 客観性は、バイアス、利益相反又は他者からの過度の影響若しくは他者への過度の依存が、外部の専門家の専門的判断又は業務上の判断に及ぼし得る影響に関連する。

390.8 A2 外部の専門家が作業を実施している期間における、外部の専門家の客観性に対する阻害要因の識別に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して、実在の、又は潜在的な利益相反を有しているかどうか。
- 職業会計士が、外部の専門家の作業に影響を及ぼし得る潜在的なバイアスを認識しているかどうか。
- 外部の専門家が成功報酬を請求しているかどうか。請求している場合、その算定根拠
- 外部の専門家が、当該外部の専門家の作業の主題に関連して、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が過去に行った判断若しくは活動を評価し、又はそれに依拠するかどうか。

390.8 A3 外部の専門家の所属する組織は、所属の法的形態にかかわらず、専門家が直接関係を有する事業体であり、所属する組織を支配する可能性のある、又は所属する組織に関連するその他の事業体を含まない。

390.8 A4 外部の専門家の客観性に対する自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が行った過去の判断又は活動の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が作業を実施している事項について事業体へ助言したこと。
- 外部の専門家が事業体のために作成したデータその他の情報又は設計、開発、導入、運用、保守、モニタリング、更新若しくはアップグレードした情報システムを、その後、当該外部の専門家が作業を実施する際に使用すること、又はそれらが当該作業の対象になること。

390.8 A5 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が、その専門分野において倫理基準を公表する責任を有する団体により公表された倫理基準に従っているかどうかを含む、外部の専門家の職業的専門家団体、法令等又は外部の専門家が所属する組織によって定められている条件、方針及び手続の存在
- 外部の専門家の作業の内容及び範囲
- 外部の専門家によって採用された品質管理システムの存在及び適切性

390.8 A6 外部の専門家の客観性に対する阻害要因に対処するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を意図された目的に照らして評価するために必要な専門知識を有する、有能な人員又は職業会計士が所属する会計事務所等外の職業的専門家に相談すること。
- 外部の専門家に対して、利益相反から作業を分離するための措置を講じるといった、利益相反に対処するための措置を要請すること。
- 外部の専門家の作業のうち阻害要因を生じさせる部分を見直すこと、又は別の外部の専門家に再割当てすること。

情報源

390.9 A1 外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する情報は、次のものを含む様々な情報源から入手できる可能性がある。

- 外部の専門家が実施した過去の作業における個人的な関係又は経験
- 職業会計士が所属する会計事務所等内外の他者であって、外部の専門家の作業に精通している者への照会

- 外部の専門家との、専門分野及び事業活動を含む経歴に関する協議
- 外部の専門家が所属する職業的専門家団体又は業界団体への照会
- 一般に認識された出版社により出版された、又は専門誌その他媒体に掲載された、外部の専門家により執筆された記事、論文又は書籍
- 外部の専門家が関与する法的手続等の公開記録
- 依頼人（外部の専門家が作業を実施している事業体が依頼人と異なる場合は当該事業体）に対する、外部の専門家と依頼人（外部の専門家が作業を実施している事業体が依頼人と異なる場合は当該事業体）との間の利害及び関係に関する質問
- 職業会計士が所属する会計事務所等の品質管理システム

適性、能力及び客観性を評価する際の追加的な検討事項

390.10 A1 外部の専門家が、職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかの評価には、職業的専門家としての判断の行使及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの利用が含まれる。

390.10 A2 職業会計士は、外部の専門家が既に作業の大部分を実施している場合で、外部の専門家が職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有していると結論付けることが困難であるか、又は結論付けることができない場合、基本原則への違反のプレッシャーに直面する可能性がある。セクション 270 は、このような状況における当該プレッシャーに対処する方法を検討する上で、関連している。

監査及びレビュー業務並びにパート5の対象に含まれないその他の保証業務における客観性に関する追加的な検討事項

390.11 A1 利害関係者は、監査若しくはレビュー業務又はパート5の対象に含まれないその他の保証業務において、その作業が利用される外部の専門家の客観性に関して、より一層高い期待を有している。そのため、R390.12 項から R390.19 項までにおいては、R390.8 項に従って、そのような業務における外部の専門家の客観性を評価する際の追加的な対応策が規定されている。

社会的影響度の高い事業体ではない依頼人に対する監査及びレビュー業務並びにパート5の対象に含まれないその他の全ての保証業務

R390.12 職業会計士は、次の事項を書面で提出するよう、外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 外部の専門家が作業を実施している事業体に関連し、
- (C) 監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、事業体に対する直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反

(c) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の、過去又は現在の業務

R390.13 職業会計士は、外部の専門家に対して、次の事項についても、書面で提出するよう依頼することを検討しなければならない。

- (a) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (b) 監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と当該外部の専門家が作業を実施している事業体との間の、追加的な利害、関係又は状況に関する情報

390.13 A1 **R390.14** 項では、**R390.13** 項の利害、関係又は状況に加えて、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と当該外部の専門家が作業を実施している事業体との間の、その他の利害、関係又は状況について定めている。

390.13 A2 外部の専門家に、追加的な利害、関係又は状況に関する情報の提供を依頼するかどうかの判断に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の業務規模
- 外部の専門家が提供する業務の範囲
- 外部の専門家の実務期間
- 外部の専門家の作業の複雑性
- 外部の専門家の作業が職業会計士の業務に及ぼす影響

例えば、外部の専門家の業務規模が大規模であればあるほど、提供する業務の範囲が広範囲であればあるほど、又は実務期間が長ければ長いほど、外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間に、追加的な利害、関係又は状況が存在する可能性が高まる。

社会的影響度の高い事業体である依頼人に対する監査及びレビュー業務

R390.14 職業会計士は、次の事項を書面で提出するよう、外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 外部の専門家が作業を実施している事業体に関連し、
- (C) 監査報告書又はレビュー報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、事業体に対する直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、事業体に対して行うローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体にとって重要でない場合を除く。）
- (c) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、銀行その他の金融機関である事業体から受け入れたローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が通常の貸出手続及び条件に基づいて提供される場合を除く。）

- (d) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、銀行その他の金融機関ではない事業体から受け入れたローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体にとって重要でない場合を除く。）
 - (e) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と、事業体又はその経営者との間の密接なビジネス上の関係（金銭的利害が重要でなく、当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体又はその経営者にとって、ビジネス上の関係がささいなものである場合を除く。）
 - (f) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の、過去又は現在の業務
 - (g) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が事業体から受領すべき、又は最近受領した、報酬、成功報酬又は報酬の依存度
 - (h) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が事業体から受領した贈答その他の経済的利益（ただし、軽微かつささいである場合を除く。）
 - (i) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の、実在の、又は潜在的な訴訟
 - (j) 外部の専門家が現在又は過去に事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は従業員として就いていた職位
 - (k) 外部の専門家の家族又は外部の専門家が所属する組織の経営者が現在又は過去に従事していた、事業体の役員若しくはこれに準ずる者としての職位又は職業会計士が意見若しくは結論を表明する当該事業体の財務情報若しくは非財務情報、若しくはそのような情報の基礎となる記録の作成に重要な影響を及ぼす従業員としての職位
 - (l) 外部の専門家又は外部の専門家が所属する組織による、事業体を擁護する過去の公式声明
 - (m) 外部の専門家が所属する組織に所有者がいる場合は、当該所有者と事業体との間の利害及び関係の内容及び程度
 - (n) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反
- 外部の専門家及び当該外部の専門家が所属する組織と事業体の関係期間の長さに関連して、
- (o) 当該関与する期間の長さ

外部の専門家のチームに関する検討事項及び依頼人が外部の専門家が作業を実施している事業体ではない場合の検討事項

全ての監査及びレビュー業務並びにパート5の対象に含まれないその他の保証業務

R390.15 職業会計士は、外部の専門家がチームで作業を実施する場合、当該外部の専門家が作業を実施している事業体に関して、当該外部の専門家のチームの構成員全員に R390.12 項から R390.14 項までに規定されている情報を提供させることを当該外部の専門家に依頼しなければならない。

R390.16 職業会計士は、依頼人が外部の専門家が作業を実施している事業体でない場合、次の事項を書面で提出するよう、当該外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 依頼人に関連する、

- (C) 監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間の最初から当該外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、依頼人に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する可能性のある依頼人との実在の、又は潜在的な利益相反
- (c) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の、過去又は現在の業務

R390.17 職業会計士は、外部の専門家に対して、次の事項についても、書面で提出するよう依頼することを検討しなければならない。

- (a) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (b) 監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間の最初から当該外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の追加的な利害、関係又は状況に関する情報

390.17 A1 R390.14 項では、R390.17 項の利害、関係又は状況に加えて、外部の専門家、その家族、又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の、その他の利害、関係又は状況について定めている。

390.17 A2 外部の専門家に追加的な利害、関係又は状況に関する情報を提供するよう依頼するかどうかを判断する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の業務規模
- 外部の専門家が提供する業務の範囲
- 外部の専門家の実務期間
- 依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか。
- 依頼人と外部の専門家が作業を実施している事業体との関係の内容
- 依頼人の事業の規模及び複雑性
- 外部の専門家の作業の複雑性
- 外部の専門家の作業が職業会計士の業務に及ぼす影響

例えば、外部の専門家の業務規模が大規模であればあるほど、提供する業務の範囲が広範囲であればあるほど、又は実務期間が長ければ長いほど、外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間に、追加的な利害、関係又は状況が存在する可能性が高まる。

390.17 A3 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と、依頼人との間の利害、関係又は状況に関する情報は、当該外部の専門家の利用を当該依頼人に開示することが可能な場合、当該依頼人への質問から入手できる可能性がある。

外部の専門家の客観性に対する潜在的な阻害要因

390.18 A1 R390.12 項から R390.17 項までに従って報告される利害、関係又は状況により、外部の専門家の客観性に対する自己利益、馴れ合い又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。

390.18 A2 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価に関連する事項には、第 390.8 A5 項に規定されているものに加え、次のものが含まれる。

- 金銭的利益が直接的か間接的か、及びそのような金銭的利益が、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織にとって重要かどうか。
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、金銭的利益によって、当該外部の専門家が作業を実施している事業体を支配し、又は重要な影響を及ぼすかどうか。
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と、事業体又はその経営者との間の密接なビジネス上の関係の重要性
- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が、事業体から受領すべき、又は最近受領した報酬の重要性
- 外部の専門家のチーム内における当該者の役割
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織に対する贈答その他の経済的利益の内容及び価値
- 訴訟の重要性及び当該訴訟が外部の専門家が事業体において過去に実施した作業に関連するかどうか。
- 外部の専門家が、事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は従業員から退任又は退職してからの期間の長さ
- 外部の専門家の家族又は当該外部の専門家が所属する組織の経営者の事業体における職位
- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が過去に事業体を擁護する発言をした場合には、その擁護の内容

390.18 A3 外部の専門家の客観性に対する阻害要因を除去し得る対応策の例には、外部の専門家に、次の事項を依頼することが含まれる。

- 密接なビジネス上の関係を解消すること。
- 外部の専門家のチームから当該者を外すこと。
- 事業体から申出を受けた贈答その他の経済的利益を辞退すること。

390.18 A4 外部の専門家の客観性に対する阻害要因に対処するセーフガードとなり得る対応策の例には、第 390.8 A6 項で規定されているものに加え、外部の専門家に、次の事項を依頼することが含まれる。

- 重要性がなくなる程度まで、金銭的利益を処分すること。
- 密接なビジネス上の関係の重要性を下げること。
- 事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は職業会計士が意見若しくは結論を表明する事業体の財務情報若しくは非財務情報、若しくはそのような情報の基礎となる記録の作成に重要な影響を及ぼす職位の従業員として従事する外部の専門家の家族の責任範囲内の事項を担当しないように、当該者の責任分担を調整すること。
- 贈答その他の経済的利益を受けた後、可能な限り速やかに事業体に返却すること。

新たな情報又は事実若しくは状況の変化に関する検討

全ての専門業務

R390.19 職業会計士は、新たな情報又は事実及び状況の変化が生じた場合には、外部の専門家が職業会計士の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかを再評価しなければならない。

監査及びレビュー業務並びにそれ以外の保証業務

R390.20 職業会計士は、監査報告書若しくはレビュー報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間から当該報告書が発行されるまでに生じる可能性のある、**R390.5** 項(b) (ii)に従った報告の変更がある場合、当該会計士の目的に照らして、外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを再評価しなければならない。

外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論

全ての専門業務

R390.21 職業会計士は、次のいずれかの場合には、外部の専門家の作業を利用してはならない。

- (a) 外部の専門家が、必要な適性若しくは能力を有しているかどうか、又は客観的であるかどうかについて、判断することができない場合
- (b) 職業会計士の目的に照らして、外部の専門家が必要な適性又は能力を有していないと判断する場合
- (c) 外部の専門家の客観性に対して、除去又は許容可能な水準にまで軽減できない阻害要因が存在すると判断する場合

390.21 A1 職業会計士が、外部の専門家が必要な適性若しくは能力を有しているか、又は客観的であるかどうかを判断することができない状況には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が、法令等による秘密保持の制限により、**R390.12** 項から **R390.17** 項までにおいて依頼された情報のいずれも提供することができない場合
- **R390.12** 項から **R390.17** 項までにおいて依頼された外部の専門家の家族又は当該外部の専門家が所属する組織に関する特定の情報について、そのような報告をする同意を、当該家族又は外部の専門家が所属する組織から得られない場合

390.21 A2 職業会計士が、そのような外部の専門家の作業を利用する場合、除去できない、又はセーフガードを適用しても許容可能な水準にまで軽減することができない、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる。

外部の専門家の作業の利用から生じる潜在的な阻害要因

全ての専門業務

390.22 A1 職業会計士が、当該会計士の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していると十分に結論付けた場合であっても、当該外部の専門家の作業の利用により基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

阻害要因の識別

390.23 A1 外部の専門家の作業を利用する場合、職業会計士による基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性のある事実及び状況の例には、次のものが含まれる。

- (a) 自己利益

- 職業会計士が、外部の専門家の結論及び発見事項を理解及び説明する専門知識が十分でない場合
 - 職業会計士が、専門業務を提供する際に、外部の専門家から過度の影響を受けたり、当該外部の専門家に過度に依存したりする場合
 - 職業会計士に、外部の専門家の作業を評価する十分な時間又はリソースがない場合
- (b) 自己レビュー
- 外部の専門家が、当該外部の専門家に対して提供された職業会計士の過去の判断に依拠しており、当該会計士が、自身の作業の目的で当該外部の専門家の作業を利用する場合
- (c) 擁護
- 職業会計士が、外部の専門家が依頼人に有利又は不利な結論を下す可能性があるバイアスを有していることを知りながら、当該外部の専門家の利用を促進する場合
- (d) 馴れ合い
- 職業会計士が、外部の専門家と密接な個人的関係を持つ場合
- (e) 不当なプレッシャー
- 職業会計士が、外部の専門家の権威を認識することで、当該外部の専門家の意見に従うようプレッシャーを感じている場合
 - 職業会計士が、内部又は外部の目標達成及び期待に応えるために、特定の外部の専門家の作業を利用するようプレッシャーを感じている場合

阻害要因の評価

390.24 A1 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業の範囲及び目的
- 外部の専門家の作業が職業会計士の業務に及ぼす影響
- 外部の専門家の作業が利用される予定の専門業務の内容
- 外部の専門家の利用及び当該外部の専門家の作業に関する職業会計士による監視
- 外部の専門家が利用するデータ、前提条件その他の基礎情報及び方法の適切性及び透明性
- 職業会計士が、外部の専門家の作業及び意図された目的に対する適切性を理解し、説明する能力
- 外部の専門家の作業が、専門的な業務実施基準、その他の職務若しくは業界で一般に認められる慣行又は法令等に従って行われているかどうか。
- 外部の専門家の作業が、複数の当事者により実施された場合でも著しく異なる可能性が高いかどうか。
- 外部の専門家の結論又は発見事項を含む、当該外部の専門家の作業とその他の情報との整合性
- 外部の専門家のアプローチを裏付けるための査読付き学術研究を含む、その他の証拠の入手可能性

- 外部の専門家が作業の実施に費やした時間又は費用を理由に、当該外部の専門家の結論又は発見事項を受け入れるよう、職業会計士が所属する会計事務所等がプレッシャーを与えているかどうか。

阻害要因への対処

390.25 A1 馴れ合いという阻害要因を除去し得る対応策の例には、別の外部の専門家を特定し、利用することがある。

390.25 A2 阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を評価するために必要な専門知識を有する有能な人員又は職業会計士が所属する会計事務所等外の職業的専門家に相談すること、追加的な情報を入手すること、又は意図された目的に照らして当該外部の専門家の作業の適切性に異議を唱えること。
- 別の外部の専門家を利用して、外部の専門家の作業を再実施すること。
- 業務を完了するための追加の時間又はリソースについて依頼人と合意すること。

その他の事項

新興分野又は領域における外部の専門家

390.26 A1 新興分野又は領域における専門知識は、法令等及び一般に認められた慣行の発展によって進展する可能性がある。新興分野には、複数の専門領域が含まれる場合もある。そのため、新興分野又は領域における外部の専門家は限られる可能性がある。

390.26 A2 第 390.6 A2 項における外部の専門家の適性の評価に関連する要因の一部に関する情報は、新興分野又は領域においては利用できない可能性がある。例えば、新興分野では、外部の専門家が一般に認知されていない、職業的専門家としての基準が整備されていない、又は職業的専門家団体が設立されていない可能性がある。このような状況において、職業会計士が外部の専門家の適性を評価する際に役立つ可能性がある要因は、新興分野と類似した分野又は確立した分野における当該外部の専門家の経験であり、そのような経験は、当該新興分野における当該外部の専門家の作業の合理的な根拠となる。

外部の専門家の作業を利用する際の経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

390.27 A1 職業会計士は、適切な場合、次の事項について、経営者及びガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うことが推奨される。

- 外部の専門家を利用する目的及び当該外部の専門家の作業の範囲
- 専門業務の実施における、職業会計士及び外部の専門家のそれぞれの役割及び責任
- 外部の専門家の作業の利用によって生じる職業会計士による基本原則の遵守に対する阻害要因及びそれがどのように対処されているか。

文書化

R390.28 職業会計士は、R390.12 項から R390.17 項までに規定されている情報を外部の専門家から書面により入手しなければならない。

390.29 A1 職業会計士は、次の事項について文書化することが推奨される。

- 外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するために職業会計士が講じた措置、並びにその結果として得られた結論

- 外部の専門家の作業を利用する際に職業会計士が識別した重大な阻害要因及び当該阻害要因に対処するために講じた対応策
- 外部の専門家との重要な協議の結果

セクション 5390（新規）

注：セクション 5390 は、「サステナビリティ保証のための国際倫理基準™（国際独立性基準™を含む。）並びにサステナビリティ保証及び報告に関連するその他の IESBA 倫理規程の改訂」の一部として不可欠であり、当該最終公表と併せて読まれたい。

外部の専門家の作業の利用

はじめに

- 5390.1 サステナビリティ保証業務の実施者は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 5120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 5390.2 サステナビリティ保証業務の実施者は、専門業務を実施する際に、外部の専門家の作業を利用する可能性がある。そのような外部の専門家の作業の利用により、基本原則、特に誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 5390.3 本セクションでは、外部の専門家の作業の利用に係る概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。他の職業的専門家としての基準は、外部の専門家の作業がサステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らして適切であるかどうか重要な影響を及ぼす要因としての外部の専門家の適性、能力及び客観性に言及している可能性がある。

要求事項及び適用指針

一般的規定

- 5390.4 A1 サステナビリティ保証業務の実施者が、十分な専門知識を有することなく専門業務を実施する場合、誠実性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じる。
- 5390.4 A2 そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策には、専門業務に必要な作業を提供する適性、能力及び客観性を有する外部の専門家の作業を利用することがある。
- 5390.4 A3 外部の専門家は、サステナビリティ保証業務の実施者が提供する専門業務を支援するために、特定の作業を実施する目的で、十分に確立された分野だけでなく、新興分野においても利用される可能性がある。そのような作業の例には、次のものが含まれる。
- 複雑な金融商品、土地及び建物、工場及び機械、宝石、美術品、骨董品、無形資産、企業結合で受け入れた資産並びに減損の可能性がある資産の評価
 - 企業結合により引き受けた負債、訴訟又はそのおそれに係る負債、環境債務、複雑な金融商品、土壌浄化負債及び保険契約又は従業員給付制度に付随する負債の評価
 - 温室効果ガス排出量の算出
 - 大気、水及び土壌に排出される汚染物質の測定
 - 事業体の脱炭素化計画に関する将来予測情報の評価
 - 炭素又は生物多様性のような、事業体のオフセットの仕組みの適用の評価

- 持続可能な経済の原則に沿って設計された製品及び原材料の評価
- 石油及びガスの埋蔵量の見積り
- 税務及び労務関連の法令等を含む、契約及び法令等の解釈
- サイバーセキュリティに関連するものを含む、情報システムのテスト及び評価
- 金融商品又はカーボン・クレジットなどの特定の事項に関する会計処理
- 製品の環境への影響を測定するために使用される手法又は分類基準の検討
- 活動、製品又はサービスが環境、経済、社会的又は文化的諸条件に及ぼす影響の評価又は測定

5390.4 A4 本セクションは、次の場合には適用されない。

- (a) サステナビリティ保証業務の依頼人による財務情報又は非財務情報の作成を支援するために当該依頼人が雇用又は契約した専門家の作業を利用すること。そのような作業は、経営者により提供される情報であるとみなされる。
- (b) サステナビリティ保証業務の実施者と契約し、かつ当該業務実施者に指揮、監督及び査閲されている個人又は組織（例えば、業務受託事業者）の業務を利用すること。
- (c) 個人又は組織により提供される一般利用のための外部情報源の情報を利用すること。そのような情報源の例には、地域別の週当たりの労働時間及び報酬を含む雇用統計、不動産価格、車種別の二酸化炭素排出量、生命表その他一般的なデータセットに関する情報など、産業その他のベンチマークデータ又は調査を提供するものが含まれる。

5390.4 A5 本セクションは、サステナビリティ保証業務の実施者が実施する専門業務の目的に照らした、当該業務実施者による外部の専門家の作業の適切性の評価及び当該業務実施者が外部の専門家の作業が適切でないと判断した場合の当該業務への影響については取り扱わない。そのような影響は、他の職業的専門家としての基準で対処できる可能性がある。

契約条件についての外部の専門家との合意

全ての専門業務

R5390.5 サステナビリティ保証業務の実施者は、専門業務のために外部の専門家の作業を利用することを決定し、当該目的のための外部の専門家を特定した場合、法令等その他職業的専門家としての基準に別途定めがない限り、次の事項をいずれも含む契約条件について、当該外部の専門家と合意しなければならない。

- (a) 外部の専門家が実施する作業の内容、範囲及び目的
- (b) サステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務における次の事項
 - (i) サステナビリティ保証業務の実施者による外部の専門家の客観性の評価を支援する目的での、書面による情報提供
 - (ii) サステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証報告書又はそれ以外の保証報告書の対象期間中に提供された情報に変更があった場合、当該報告書が発行される前に報告することの外部の専門家からの確約

5390.5 A1 サステナビリティ保証業務の実施者が契約条件について合意する際、当該業務実施者が外部の専門家と協議する可能性のある事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業の利用目的及び時期
- 外部の専門家が計画している、作業へのアプローチ
- 次の事項に関する期待
 - 外部の専門家の作業及び当該作業に関する基礎情報の秘密保持
 - 外部の専門家によって提供される情報及び当該情報の性質
 - 仮定及び制限を含む、外部の専門家の完了する作業の内容及び報告様式
 - 外部の専門家の作業の報酬
 - 外部の専門家が作業の実施中に認識した、サステナビリティ保証業務の依頼人、依頼人のガバナンスに責任を有する者、経営者又は当該依頼人のために働くその他の者若しくは当該依頼人の指示の下で働くその他の者による違法行為又はその疑いに関するコミュニケーション

5390.5 A2 サステナビリティ保証業務の実施者が、特定の専門業務に必要とされる作業を提供するために必要な適性、能力又は客観性のいずれかを有しない外部の専門家を利用する場合、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する、自己利益、自己レビュー、馴れ合い又は擁護という阻害要因が生じる可能性がある。

外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価

全ての専門業務

R5390.6 サステナビリティ保証業務の実施者は、当該業務実施者の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価しなければならない。

5390.6 A1 適性は、外部の専門家の専門知識の内容及び水準に関連する。

5390.6 A2 外部の専門家が必要な適性を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の資格、教育、訓練、経験及び評判が、実施される作業の内容に関連又は整合しているかどうか。
- 外部の専門家が関連する職業的専門家団体に所属しているかどうか、又は規制団体やその他の規制当局による監視の対象となっているかどうか。その場合、当該外部の専門家が良好な状態であるかどうか。
- 外部の専門家の適性に関して、規制団体やその他の規制当局によって懲戒処分が公表されているかどうか。
- 外部の専門家の作業が、法令等の要求事項若しくは公認団体により公表された職業的専門家としての基準に準拠しているかどうか、又は当該外部の専門家の専門分野若しくは専門領域において一般に認められた原則若しくは慣行に従っているかどうか。
- 外部の専門家が、使用された基礎情報、仮定又は手法等を含む、自身の作業について説明可能かどうか。
- 外部の専門家が同様の作業を実施した実績があるかどうか。

R5390.7 サステナビリティ保証業務の実施者は、当該業務実施者の目的に照らし、外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価しなければならない。

- 5390.7 A1 能力は、専門業務を実施する状況において、外部の専門家はその適性を発揮する力に関連する。
- 5390.7 A2 外部の専門家が必要な能力を有しているかどうかを評価する際に関連する要因には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家が利用可能なリソース
 - 外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無
- R5390.8** サステナビリティ保証業務の実施者は、当該業務実施者の目的に照らし、外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを評価しなければならない。
- 5390.8 A1 客観性は、バイアス、利益相反又は他者からの過度の影響若しくは他者への過度の依存が、外部の専門家の専門的判断又は業務上の判断に及ぼし得る影響に関連する。
- 5390.8 A2 外部の専門家が作業を実施している期間における、外部の専門家の客観性に対する阻害要因の識別に関連する事項には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して、実在の、又は潜在的な利益相反を有しているかどうか。
 - サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の作業に影響を及ぼし得る潜在的なバイアスを認識しているかどうか。
 - 外部の専門家が成功報酬を請求しているかどうか。請求している場合、その算定根拠
 - 外部の専門家が、当該外部の専門家の作業の主題に関連して、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が過去に行った判断若しくは活動を評価し、又はそれに依拠するかどうか。
- 5390.8 A3 外部の専門家が所属する組織は、所属の法的形態にかかわらず、専門家が直接関係を有する事業体であり、所属する組織を支配する可能性のある、又は所属する組織に関連するその他の事業体を含まない。
- 5390.8 A4 外部の専門家の客観性に対する自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある、当該外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が行った過去の判断又は活動の例には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家が作業を実施している事項について事業体へ助言したこと。
 - 外部の専門家が事業体のために作成したデータその他の情報又は設計、開発、導入、運用、保守、モニタリング、更新若しくはアップグレードした情報システムを、その後、当該外部の専門家が作業を実施する際に使用すること、又はそれらが当該作業の対象になること。
- 5390.8 A5 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。
- 外部の専門家が、その専門分野において倫理基準を公表する責任を有する団体により公表された倫理基準に従っているかどうかを含む、外部の専門家の職業的専門家団体、法令等又は外部の専門家が所属する組織によって定められている条件、方針及び手続の存在
 - 外部の専門家の作業の内容及び範囲
 - 外部の専門家によって採用された品質管理システムの存在及び適切性
- 5390.8 A6 外部の専門家の客観性に対する阻害要因に対処するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を意図された目的に照らして評価するために必要な専門知識を有する、有能な人員又はサステナビリティ保証業務の実施者が所属するファーム外の職業的専門家に相談すること。
- 外部の専門家に対して、利益相反から作業を分離するための措置を講じるといった、利益相反に対処するための措置を要請すること。
- 外部の専門家の作業のうち阻害要因を生じさせる部分を見直すこと、又は別の外部の専門家に再割当てすること。

情報源

- 5390.9 A1 外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する情報は、次のものを含む様々な情報源から入手できる可能性がある。
- 外部の専門家が実施した過去の作業における個人的な関係又は経験
 - サステナビリティ保証業務の実施者が所属するファーム内外の他者であって、外部の専門家の作業に精通している者への照会
 - 外部の専門家との、専門分野及び事業活動を含む経歴に関する協議
 - 外部の専門家が所属する職業的専門家団体又は業界団体への照会
 - 一般に認識された出版社により出版された、又は専門誌その他媒体に掲載された、外部の専門家により執筆された記事、論文又は書籍
 - 外部の専門家が関与する法的手続等の公開記録
 - サステナビリティ保証業務の依頼人（外部の専門家が作業を実施している事業体がサステナビリティ保証業務の依頼人と異なる場合は当該事業体）に対する、外部の専門家とサステナビリティ保証業務の依頼人（外部の専門家が作業を実施している事業体がサステナビリティ保証業務の依頼人と異なる場合は当該事業体）との間の利害及び関係に関する質問
 - サステナビリティ保証業務の実施者が所属するファームの品質管理システム

適性、能力及び客観性を評価する際の追加的な検討事項

- 5390.10 A1 外部の専門家が、サステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかの評価には、職業的専門家としての判断の行使及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの利用が含まれる。
- 5390.10 A2 サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家が既に作業の大部分を実施した場合で、外部の専門家が当該業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有していると結論付けることが困難であるか、又は結論付けることができない場合、基本原則への違反のプレッシャーに直面する可能性がある。セクション 270 は、このような状況において当該プレッシャーに対処する方法を検討する上で、関連している。

サステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務における客観性に関する追加的な検討事項

- 5390.11 A1 利害関係者は、サステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務において、その作業が利用される外部の専門家の客観性に関して、より一層高い期待を有している。そのため、R5390.12 項から R5390.19 項までにおいては、R5390.8 項に従って、そのよう

な業務における外部の専門家の客観性を評価する際の追加的な対応策が規定されている。

社会的影響度の高い事業体ではないサステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務

R5390.12 サステナビリティ保証業務の実施者は、次の事項を書面で提出するよう、外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 外部の専門家が作業を実施している事業体に関連し、
- (C) 保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、事業体に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反
- (c) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の、過去又は現在の業務

R5390.13 サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家に対して、次の事項についても、書面で提出するよう依頼することを検討しなければならない。

- (a) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (b) 保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、

外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と外部の専門家が作業を実施している事業体との間の、追加的な利害、関係又は状況に関する情報

5390.13 A1 **R5390.14** 項では、**R5390.13** 項の利害、関係又は状況に加えて、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と当該外部の専門家が作業を実施している事業体との間の、その他の利害、関係又は状況について定めている。

5390.13 A2 外部の専門家に追加的な利害、関係又は状況に関する情報の提供を依頼するかどうかの判断に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の業務規模
- 外部の専門家が提供する業務の範囲
- 外部の専門家の実務期間
- 外部の専門家の作業の複雑性
- 外部の専門家の作業がサステナビリティ保証業務の実施者の業務に及ぼす影響

例えば、外部の専門家の業務規模が大規模であればあるほど、提供する業務の範囲が広範囲であればあるほど、又は実務期間が長ければ長いほど、外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間に、追加的な利害、関係又は状況が存在する可能性が高まる。

社会的影響度の高い事業体であるサステナビリティ保証業務の依頼人に対するサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務

R5390.14 サステナビリティ保証業務の実施者は、次の事項を書面で提出するよう、外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 外部の専門家が作業を実施している事業体に関連し、
- (C) 保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、
次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、事業体に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、事業体に対して行うローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体にとって重要でない場合を除く。）
- (c) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、銀行その他の金融機関である事業体から受け入れたローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が通常の貸出手続及び条件に基づいて提供される場合を除く。）
- (d) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、銀行その他の金融機関ではない事業体から受け入れたローン又はローンの保証（そのローン又はローンの保証が当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体にとって重要でない場合を除く。）
- (e) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と、事業体又はその経営者との間の密接なビジネス上の関係（金銭的利益が重要でなく、当該外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織、及び当該事業体又はその経営者にとって、ビジネス上の関係がささいなものである場合を除く。）
- (f) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の過去又は現在の業務
- (g) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が事業体から受領すべき、又は最近受領した、報酬、成功報酬又は報酬の依存度
- (h) 外部の専門家、その家族又は外部の専門家が所属する組織が事業体から受領した贈答その他の経済的利益（ただし、軽微かつささいである場合を除く。）
- (i) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と事業体との間の、実在の、又は潜在的な訴訟
- (j) 外部の専門家が現在又は過去に事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は従業員として就いていた職位
- (k) 外部の専門家の家族又は外部の専門家が所属する組織の経営者が現在又は過去に従事していた、事業体の役員若しくはこれに準ずる者としての職位、又はサステナビリティ保証業務の実施者が意見若しくは結論を表明する当該事業体の財務情報若しくは非財務情報、若しくはそのような情報の基礎となる記録の作成に重要な影響を及ぼす従業員としての職位
- (l) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織による、事業体を擁護する過去の公式声明
- (m) 外部の専門家が所属する組織に所有者がいる場合は、当該所有者と事業体との間の利害及び関係の内容及び程度

- (n) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、当該外部の専門家が事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反外部の専門家及び当該外部の専門家が所属する組織と事業体の関係期間の長さに関連して、
- (o) 当該関与する期間の長さ

外部の専門家のチームに関する検討事項及び依頼人が外部の専門家が作業を実施している事業体ではない場合の検討事項

サステナビリティ保証業務の依頼人に対する全てのサステナビリティ保証業務又はそれ以外の保証業務

R5390.15 サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家がチームで作業を実施する場合、当該外部の専門家が作業を実施している事業体に関して、当該外部の専門家のチームの構成員全員に R5390.12 項から R5390.14 項までに規定されている情報を提供させることを当該外部の専門家に依頼しなければならない。

R5390.16 サステナビリティ保証業務の実施者は、サステナビリティ保証業務の依頼人が外部の専門家が作業を実施している事業体でない場合、次の事項を書面で提出するよう、当該外部の専門家に依頼しなければならない。

- (A) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (B) 依頼人に関連し、
- (C) 保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、次の全ての情報

- (a) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する、依頼人に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益
- (b) 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が有する可能性のあるサステナビリティ保証業務の依頼人との実在の、又は潜在的な利益相反
- (c) 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の、過去又は現在の業務

R5390.17 サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家に対して、次の事項についても、書面で提出するよう依頼することを検討しなければならない。

- (a) 外部の専門家が知り得る限りにおいて、
- (b) 保証報告書の対象期間の最初から外部の専門家の作業が完了するまでの期間における、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の追加的な利害、関係又は状況に関する情報

5390.17 A1 R5390.14 項では、R5390.17 項の利害、関係又は状況に加えて、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間の、その他の利害、関係又は状況について定めている。

5390.17 A2 外部の専門家に追加的な利害、関係又は状況に関する情報を提供するよう依頼するかどうかを判断する際に関連する要因には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の業務規模
- 外部の専門家が提供する業務の範囲

- 外部の専門家の実務期間
- 依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか。
- 依頼人と外部の専門家が作業を実施している事業体との関係の内容
- 依頼人の事業の規模及び複雑性
- 外部の専門家の作業の複雑性
- 外部の専門家の作業がサステナビリティ保証業務の実施者の業務に及ぼす影響

例えば、外部の専門家の業務規模が大規模であればあるほど、提供する業務の範囲が広範囲であればあるほど、又は実務期間が長ければ長いほど、外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と依頼人との間に、追加的な利害、関係又は状況が存在する可能性が高まる。

5390.17 A3 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織と、サステナビリティ保証業務の依頼人との間の利害、関係又は状況に関する情報は、当該外部の専門家の利用を当該依頼人に開示することが可能な場合、当該依頼人への質問から入手できる可能性がある。

外部の専門家の客観性に対する潜在的な阻害要因

5390.18 A1 R5390.12 項から **R5390.17** 項までに従って報告される利害、関係又は状況により、外部の専門家の客観性に対する自己利益、馴れ合い又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。

5390.18 A2 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価に関連する事項には、第 **5390.8 A5** 項に規定されているものに加え、次のものが含まれる。

- 金銭的利害が直接的か間接的か、及びそのような金銭的利害が、外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織にとって重要かどうか。
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織が、金銭的利害によって、当該外部の専門家が作業を実施している事業体を支配し、又は重要な影響を及ぼすかどうか。
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織と、事業体又はその経営者との間の密接なビジネス上の関係の重要性
- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が、事業体から受領すべき、又は最近受領した報酬の重要性
- 外部の専門家のチーム内における当該者の役割
- 外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織に対する贈答その他の経済的利益の内容及び価値
- 訴訟の重要性及び当該訴訟が外部の専門家が事業体において過去に実施した作業に関連するかどうか。
- 外部の専門家が、事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は従業員を退任又は退職してからの期間の長さ
- 外部の専門家の家族又は当該外部の専門家が所属する組織の経営者の事業体における職位
- 外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織が過去に事業体を擁護する発言をした場合には、その擁護の内容

5390.18 A3 外部の専門家の客観性に対する阻害要因を除去し得る対応策の例には、外部の専門家に、次の事項を依頼することが含まれる。

- 密接なビジネス上の関係を解消すること。
- 外部の専門家のチームから当該者を外すこと。
- 事業体から申出を受けた贈答その他の経済的利益を辞退すること。

5390.18 A4 外部の専門家の客観性に対する阻害要因に対処するためのセーフガードとなり得る対応策の例には、第 5390.8 A6 項で規定されているものに加え、外部の専門家に、次の事項を依頼することが含まれる。

- 重要性がなくなる程度まで、金銭的利益を処分すること。
- 密接なビジネス上の関係の重要性を下げること。
- 事業体の役員若しくはこれに準ずる者又はサステナビリティ保証業務の実施者が意見若しくは結論を表明する事業体の財務情報若しくは非財務情報、若しくはそのような情報の基礎となる記録の作成に重要な影響を及ぼす職位の従業員として従事する外部の専門家の家族の責任範囲内の事項を担当しないように、当該者の責任分担を調整すること。
- 贈答その他の経済的利益を受けた後、可能な限り速やかに事業体に返却すること。

新たな情報又は事実若しくは状況の変化に関する検討

全ての専門業務

R5390.19 サステナビリティ保証業務の実施者は、新たな情報又は事実及び状況の変化が生じた場合には、外部の専門家が当該業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかを再評価しなければならない。

R5390.20 サステナビリティ保証業務の実施者は、保証報告書の対象期間から当該報告書が発行されるまでに生じる可能性のある、R5390.5 項 (b) (ii) に従った報告の変更がある場合、当該業務実施者の目的に照らして、外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを再評価しなければならない。

外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論

全ての専門業務

R5390.21 サステナビリティ保証業務の実施者は、次のいずれかの場合には、外部の専門家の作業を利用してはならない。

- (a) 外部の専門家が、必要な適性若しくは能力を有しているかどうか、又は客観的であるかどうかについて、判断することができない場合
- (b) 当該業務実施者の目的に照らして、外部の専門家が必要な適性又は能力を有していないと判断する場合
- (c) 外部の専門家の客観性に対して、除去又は許容可能な水準にまで軽減することができない阻害要因が存在すると判断する場合

5390.21 A1 サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家が必要な適性若しくは能力を有しているか、又は客観的であるかどうかを判断することができない状況には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家が、法令等による秘密保持の制限により、R5390.12 項から R5390.17 項までにおいて依頼された情報のいずれも提供することができない場合

- R5390.12 項から R5390.17 項までにおいて依頼された外部の専門家の家族又は当該外部の専門家が所属する組織に関する特定の情報について、そのような報告をする同意を、当該家族又は当該外部の専門家が所属する組織から得られない場合

390.21 A2 サステナビリティ保証業務の実施者が、そのような外部の専門家の作業を利用する場合、除去できない、又はセーフガードを適用しても許容可能な水準にまで軽減することができない、誠実性の原則、客観性の原則並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する阻害要因が生じる。

外部の専門家の作業の利用から生じる潜在的な阻害要因

全ての専門業務

5390.22 A1 サステナビリティ保証業務の実施者が、当該業務実施者の目的に照らし、外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していると十分に結論付けた場合であっても、当該外部の専門家の作業の利用により基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

阻害要因の識別

5390.23 A1 外部の専門家の作業を利用する際に、サステナビリティ保証業務の実施者による基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性のある事実及び状況の例には、次のものが含まれる。

(a) 自己利益

- サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の結論及び発見事項を理解及び説明する専門知識が十分でない場合
- サステナビリティ保証業務の実施者が、専門業務を提供する際に、外部の専門家から過度の影響を受けたり、当該外部の専門家に過度に依存したりする場合
- サステナビリティ保証業務の実施者に、外部の専門家の作業を評価する十分な時間又はリソースがない場合

(b) 自己レビュー

- 外部の専門家が、当該外部の専門家に対して提供されたサステナビリティ保証業務の実施者の過去の判断に依拠しており、当該業務実施者が、自身の作業の目的で当該外部の専門家の作業を利用する場合

(c) 擁護

- サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家がサステナビリティ保証業務の依頼人に有利又は不利な結論を下す可能性があるバイアスを有していることを知りながら、当該外部の専門家の利用を促進する場合

(d) 馴れ合い

- サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家と親密な個人的関係を持つ場合

(e) 不当なプレッシャー

- サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の権威を認識することで、当該外部の専門家の意見に従うようプレッシャーを感じている場合

- サステナビリティ保証業務の実施者が、内部又は外部の目標達成及び期待に応えるために、特定の外部の専門家の作業を利用するようプレッシャーを感じている場合

阻害要因の評価

5390.24 A1 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業の範囲及び目的
- 外部の専門家の作業がサステナビリティ保証業務の実施者の業務に及ぼす影響
- 外部の専門家の作業が利用される予定の専門業務の内容
- 外部の専門家及び当該外部の専門家の作業の利用に関するサステナビリティ保証業務の実施者による監視
- 外部の専門家が利用するデータ、前提条件その他の基礎情報及び方法の適切性及び透明性
- サステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の作業及び意図された目的に対する適切性を理解し、説明する能力
- 外部の専門家の作業が、専門的な業務実施基準、その他の職務若しくは業界で一般に認められる慣行又は法令等に従って行われているかどうか。
- 外部の専門家の作業が、複数の当事者により実施された場合でも著しく異なる可能性が高いかどうか。
- 外部の専門家の結論又は発見事項を含む、当該外部の専門家の作業とその他の情報との整合性
- 外部の専門家のアプローチを裏付けるための査読付き学術研究を含む、その他の証拠の入手可能性
- 外部の専門家が作業の実施に費やした時間又は費用を理由に、当該外部の専門家の結論又は発見事項を受け入れるよう、サステナビリティ保証業務の実施者が所属するファームがプレッシャーを与えているかどうか。

阻害要因への対処

5390.25 A1 馴れ合いという阻害要因を除去し得る対応策の例には、別の外部の専門家を特定し、利用することがある。

5390.25 A2 阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 外部の専門家の作業を評価するために必要な専門知識を有する有能な人員又はサステナビリティ保証業務の実施者が所属するファーム外の職業的専門家に相談すること、追加的な情報を入手すること、又は意図された目的に照らして当該外部の専門家の作業の適切性に異議を唱えること。
- 別の外部の専門家を利用して、外部の専門家の作業を再実施すること。
- 業務を完了するための追加の時間又はリソースについてサステナビリティ保証業務の依頼人と合意すること。

その他の事項

新興分野又は領域における外部の専門家

5390.26 A1 新興分野又は領域における専門知識は、法令等及び一般に認められた慣行の発展によって進展する可能性がある。新興分野には、複数の専門領域が含まれる場合もある。そのため、新興分野又は領域における外部の専門家は限られる可能性がある。

5390.26 A2 第 5390.6 A2 項における外部の専門家の適性の評価に関連する要因の一部に関する情報は、新興分野又は領域においては利用できない可能性がある。例えば、新興分野では、外部の専門家が一般に認知されていない、職業的専門家としての基準が整備されていない、又は職業的専門家団体が設立されていない可能性がある。このような状況において、サステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家の適性を評価する際に役立つ可能性がある要因は、新興分野と類似した分野又は確立した分野における当該外部の専門家の経験であり、そのような経験は、当該新興分野における当該外部の専門家の作業の合理的な根拠となる。

外部の専門家の作業を利用する際の経営者及びガバナンスの責任を有する者とのコミュニケーション

5390.27 A1 サステナビリティ保証業務の実施者は、適切な場合、次の事項について、経営者及びガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うことが推奨される。

- 外部の専門家を利用する目的及び当該外部の専門家の作業の範囲
- 専門業務の実施における、当該業務実施者及び外部の専門家のそれぞれの役割及び責任
- 外部の専門家の作業の利用によって生じる当該業務実施者による基本原則の遵守に対する阻害要因及びそれがどのように対処されているかどうか。

文書化

R5390.28 サステナビリティ保証業務の実施者は、**R5390.12** 項から **R5390.17** 項までに規定されている情報を外部の専門家から書面により入手しなければならない。

5390.29 A1 サステナビリティ保証業務の実施者は、次の事項について文書化することが推奨される。

- 外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するために当該業務実施者が講じた措置、並びにその結果として得られた結論
- 外部の専門家の作業を利用する際に当該業務実施者が識別した重大な阻害要因及び当該阻害要因に対処するために講じた対応策
- 外部の専門家との重要な協議の結果

用語集

注：用語集は、「サステナビリティ保証のための国際倫理基準™（国際独立性基準™を含む。）並びにサステナビリティ保証及び報告に関連するその他の IESBA 倫理規程の改訂」の一部として不可欠であり、当該最終公表と併せて読まれたい。

新たな定義

専門家	職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の能力以外の専門知識を有する個人。適切な場合、この用語は個人が所属する組織も指す。
専門知識	特定分野におけるスキル、知識及び経験

...

改訂された定義（現行からの修正）

外部の専門家	<p><u>職業会計士、職業会計士が所属する組織若しくは会計事務所等又はサステナビリティ保証業務の実施者と契約している専門家。</u></p> <p><u>監査業務においては、会計又は監査以外の分野の技能、専門知識及び経験を有する個人又は組織専門家（会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの社員等若しくは専門職員（臨時職員を含む。）でない者）であり、当該分野における作業が、十分かつ適切な監査証拠を入手する上で職業会計士を支援するために利用される者。</u></p> <p><u>その他の保証業務（サステナビリティ保証業務を含む。）においては、会計又は監査保証業務以外の分野の技能、専門知識及び経験を有する個人又は組織専門家（会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの業務執行責任者、社員等若しくは専門職員（臨時職員を含む。）でない者）であり、当該分野における作業が、十分かつ適切な証拠を入手する上で職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者を支援するために利用される者。</u></p> <p><u>監査その他の保証業務においては、外部の専門家は、業務チーム、監査業務チーム、レビュー業務チーム又はサステナビリティ保証業務チームの構成員に該当しない。</u></p> <p><u>セクション 290、セクション 390 及びセクション 5390 は、外部の専門家の作業の利用に関する要求事項及び適用指針を定めている。</u></p>
--------	--

適合修正（現行からの修正）

パート 1 – 倫理規程、基本原則及び概念的枠組みの遵守

セクション 120

概念的枠組み

...

要求事項及び適用指針

...

120.5 A5 職業会計士が、利用可能な一連の対応策について事情に精通した上で決定を行い、更にそのような決定がその状況において適切かどうかを判断するために概念的枠組みを適用する場合に、職業的専門家としての判断の行使が求められる。職業会計士は、この判断を下す際、次のような事項を検討する必要がある。

- 自身の専門知識及び経験が結論を下す上で十分であるかどうか。
- 関連する専門知識又は経験を有する他者に相談する必要があるかどうか。
- 職業会計士自身の先入観又はバイアスが職業的専門家としての判断の行使に影響を与える可能性があるかどうか。

...

パート 2 - 組織所属の職業会計士

セクション 230

十分な専門知識に基づく行動

...

要求事項及び適用指針

...

R230.3 職業会計士は、自らが有する専門知識及び経験の程度について、所属する組織に意図的に誤解を生じさせてはならない。

...

[セクション 280 は、2025 年 6 月 30 日後に開始するタックス・プランニング業務に適用され、第 270.4 A1 項の後に追加される。]

セクション 280

タックス・プランニング業務

...

要求事項及び適用指針

...

タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益に対する職業会計士の役割

280.4 A1 職業会計士は、専門知識及び経験を通じて、所属する組織が税務関連の法令等を遵守しつつ、そのタックス・プランニングの目標を達成するように支援する重要な役割を担っている。そのように支援することで、職業会計士は、法域の税制のより効率的かつ効果的な運用に寄与し、公共の利益に資することとなる。

280.4 A2 所属する組織は、タックス・プランニングを目的として実務を行うことができる。そのような目的を達成するためには様々な方法がある一方、所属する組織は、関連する税務関連の法令等に基づいて決定される税金を納付する責任を負っている。この点に関して、職業会計士の役割は、専門知識及び経験を活用して所属する組織がタックス・プランニングの目標を達成し、かつ、納税義務を果たすことができるように支援することにある。しかしながら、職業会計士がそのような支援を行う場合、当該支援は、税額の最小化を図る特定の対策を伴う可能性があり、税務関連の法令等により禁止されていないものの、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

...

タックス・プランニング業務への従事から生じる潜在的な阻害要因

...

280.19 A2 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 基礎となる取引又は状況の透明性の程度。該当する場合、最終受益者の情報が含まれる。
- タックス・プランニングの取決めに、基礎となる取引又は状況に基づく明確な経済的な目的及び実態があるかどうか。
- 基礎となる取引又は状況の内容及び複雑性
- 関連する税務関連の法令等の複雑性又は明瞭性
- タックス・プランニングの取決めに、関連する税法の趣旨に反することについて職業会計士が認識しているかどうか、又はそのように信じるに足る理由があるかどうか。
- 関連する法域の数及び各法域の税制の内容
- 関連する税務分野において職業会計士が有する専門知識及び経験の範囲
- 潜在的な節税の重要性
- タックス・プランニングの取決めの策定により職業会計士に提示されるインセンティブの内容及び重要性

- タックス・プランニングの取決めが、関連する税務当局による異議の申立てがなく確立された慣行を反映していることに関して、職業会計士が認識している程度
- 職業会計士に対するプレッシャーの有無
- タックス・プランニングの取決めの実施における緊急度
- 複数の依頼人に対して提案されたタックス・プランニングの取決めからの、所属する組織固有の状況に応じた変更の有無
- 所属する組織の組織文化

...

[セクション380は、2025年6月30日後に開始するタックス・プランニング業務に適用され、第360.40 A1項の後に追加される。]

セクション 380

タックス・プランニング業務

はじめに

...

要求事項及び適用指針

...

タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益に対する職業会計士の役割

380.4 A1 職業会計士は、専門知識及び経験を通じて、依頼人が、税務関連の法令等を遵守しつつ、そのタックス・プランニングの目標を達成するように依頼人を支援する重要な役割を担っている。そのように支援することで、職業会計士は、法域の税制のより効率的かつ効果的な運用に寄与し、公共の利益に資することとなる。

380.4 A2 依頼人は、タックス・プランニングを目的として実務を行うことができる。そのような目的を達成するためには様々な方法がある一方、依頼人は、関連する税務関連の法令等に基づいて決定される税金を納付する責任を負っている。この点に関して、職業会計士の役割は、専門知識及び経験を活用して依頼人がタックス・プランニングの目標を達成し、かつ、納税義務を果たすことができるように支援することにある。しかしながら、職業会計士がそのような支援を行う場合、当該支援は、税額の最小化を図る特定の対策を伴う可能性があり、税務関連の法令等により禁止されていないものの、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

...

タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的な阻害要因

...

380.19 A2 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 依頼人の透明性の程度。該当する場合、最終受益者の情報が含まれる。
- タックス・プランニングの取決めに、基礎となる取引又は状況に基づく明確な経済的な目的及び実態があるかどうか。
- 基礎となる取引又は状況の内容及び複雑性

- 関連する税務関連の法令等の複雑性又は明瞭性
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税法の趣旨に反することについて職業会計士が認識しているかどうか、又はそのように信じるに足る理由があるかどうか。
- 関連する法域の数及び各法域の税制の内容
- 関連する税務分野において職業会計士が有する専門知識及び経験の範囲
- 潜在的な節税の重要性
- タックス・プランニング業務の内容及び報酬金額
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税務当局による異議の申立てがなく確立された慣行を反映していることに関して、職業会計士が認識している程度
- 職業会計士に対する、依頼人又は別の当事者からのプレッシャーの有無
- タックス・プランニングの取決めの実施における緊急度
- 複数の依頼人に対して提案されたタックス・プランニングの取決めからの、依頼人固有の状況に応じた変更の有無
- 組織文化を含む、依頼人の過去の行動又は評判

380.19 A3 そのような阻害要因を除去し得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- タックス・プランニングの取決めについて依頼人に助言を行う上で必要な専門知識及び経験を有する、職業会計士が所属する会計事務所等に所属していない専門家に当該依頼人を紹介すること。
- 関連する税務当局が発行する既存の解釈又は裁定に従ってタックス・プランニングの取決めを構築することを依頼人に助言すること。
- 可能であれば、関連する税務当局その他当局から事前裁定を取得すること。
- 当該タックス・プランニングの取決めを採用しないように依頼人に助言すること

...

パート 4A – 監査及びレビュー業務における独立性

セクション 600

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供

はじめに

...

600.2 会計事務所等及びネットワーク・ファームは、その**技能及び**専門知識に基づき、監査業務の依頼人に対して一連の非保証業務を提供する可能性がある。監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供は、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。

...

パート 4B – 監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性

セクション 950

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供

はじめに

...

950.2 会計事務所等は、その**技能及び**専門知識に基づき、監査業務の依頼人に対して一連の非保証業務を提供する可能性がある。監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供は、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。

...

適用日

- パート2の規定は2026年12月15日に適用される。
- パート3の規定は、次の業務に適用される。
 - 2026年12月15日以後開始する事業年度、又は2026年12月15日以後の特定の日における、監査業務、レビュー業務又はパート5の対象に含まれないその他の保証業務
 - 2026年12月15日におけるその他の専門業務
- パート5の規定は、2026年12月15日以後開始する事業年度、又は2026年12月15日以後の特定の日における、サステナビリティ情報に係るサステナビリティ保証業務から適用される。

早期適用は認められており、推奨されている。

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー等の IESBA の公表物の著作権は IFAC にある。

国際倫理・監督財団™（IFEATM）、国際会計士倫理基準審議会（IESBA®）及び国際会計士連盟®（IFAC®）は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

「国際会計士倫理基準審議会」、「*職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*」、「*サステナビリティ保証のための国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）*」、「違法行為への対応」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、「IESSA」、「NOCLAR」及びIESBAのロゴは、米国及びその他の国で登録されたIFACの商標又は登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEA」は、米国及びその他の国で登録されたIFEATMの商標又は登録商標及びサービスマークである。



IESBA

International Ethics Standards Board for Accountants
AN IFEA BOARD

COPYRIGHT OF:



IFAC
International
Federation
of Accountants®

2025年1月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「最終公表：外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程改訂」は、2026年4月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。IESBAの翻訳プロセスは、IFACにより検討され、翻訳は「ポリシー・ステートメント - IFACの出版物の翻訳に関する方針」に従って実施されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Final Pronouncement: Revisions to the Code Addressing Using the Work of an External Expertの英語文©2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「最終公表：外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程改訂」の日本語文©2026年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Final Pronouncement: Revisions to the Code Addressing Using the Work of an External Expert
ISBN：

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.orgに連絡されたい。